

# 蕨市DV防止基本計画

ダイジェスト  
版

計画の期間：平成23年度～平成27年度（5年間）

## 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等及び男女共同参画社会の実現を阻害するものでもあります。そこで蕨市では、DVの防止及び被害者の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、「蕨市DV防止基本計画」を策定しました。

## 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」の「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく、国の「基本的な方針」に即し、かつ同法に基づく「埼玉県DV防止基本計画」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」の下位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

## 基本的な考え方

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）」からの暴力に限定されていますが、この計画では、「交際相手」からの暴力（デートDV）についても対象とします。暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれます。なお、蕨市は以下の視点で施策を推進します。

- (1) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- (3) 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- (4) DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待でもあること
- (5) 被害者は国籍や年齢、病気や障害の有無に関わらず支援を受ける権利があること
- (6) DVの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- (7) 行政関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

# 計画内容

## 基本目標1 DV防止のための教育及び意識啓発

### 施策1

市民へのDV防止の意識啓発

- (1) 様々な広報媒体を活用した啓発
- (2) DV防止啓発資料の作成・配布
- (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施

### 施策2

学校・家庭・地域における教育の充実

- (1) 学校における人権教育・男女平等教育の推進
- (2) 人権尊重や男女平等の視点に立った学校などでの生活指導及び家庭教育の推進
- (3) DVの防止及び理解のための講座や講演会などの学習機会の提供

### 施策3

デートDV防止の教育及び啓発

- (1) デートDV防止啓発資料の作成と活用
- (2) 市内中学校の生徒を対象としたデートDV防止の教育の推進
- (3) 市内中学校生徒の保護者を対象としたデートDV理解のための講演会等の実施
- (4) 教職員への研修

## 基本目標2 被害者の早期発見及び相談体制の充実

### 施策1

早期発見のための通報の周知

- (1) 通報の意義と必要性の周知

### 施策2

相談窓口・相談機関の周知

- (1) 様々な広報媒体を活用した相談窓口及び相談機関の情報提供
- (2) 相談窓口及び相談機関の情報提供リーフレットなどの作成・配布

### 施策3

相談体制の強化及び充実

- (1) 「女性の心と生き方相談」などの専門相談との連携による相談体制の強化及び充実
- (2) DV相談及び被害者支援のための庁内対応マニュアルの作成
- (3) 外国人や高齢者、障害者からの相談に対する配慮
- (4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施
- (5) 配偶者暴力相談支援センター設置の検討
- (6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討

## 基本目標3 被害者の安全確保と自立支援

### 施策1

被害者の安全確保

- (1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施
- (2) 被害者の保護
- (3) 加害者の追及に対する対応

### 施策2

被害者の情報の保護

- (1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置
- (2) 被害者に関する情報の保護の徹底

### 施策3

被害者の自立に向けた支援

- (1) 経済的支援
- (2) 住宅支援
- (3) 就労に向けた支援
- (4) 精神面への支援
- (5) 同伴する子どもへの支援
- (6) 自立に向けた情報提供

## 基本目標4 関係機関との連携協力

### 施策1

関係機関との連携協力

- (1) 「女性相談連絡会議（庁内外連絡会議）」の充実
- (2) DV対策庁内連絡会（仮称）による庁内連携の強化